

公布された規則のあらまし

◇静岡県税賦課徴収規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

- (1) 自動車保有関係手続のワンストップサービスの拡大に伴い、自動車取得税を現金で納付する登録の申請に、自動車の所有者の変更に係る登録の申請を追加しました。（第37条関係）
- (2) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県半島振興対策実施地域における県税の特例に関する条例施行規則

1 制定の理由及び内容

静岡県半島振興対策実施地域における県税の特例に関する条例の施行に伴い、不均一課税に係る届出の方法を定めました。（第2条、様式第1号～様式第4号関係）

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用することとしました。

◇静岡県過疎地域における県税の特例に関する条例施行規則

1 制定の理由及び内容

静岡県過疎地域における県税の特例に関する条例の施行に伴い、課税免除に係る届出の方法を定めました。（第2条、様式第1号～様式第4号関係）

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用することとしました。